

不適正な訓練実施記録発行に関わる処置について

(社)日本非破壊検査協会 認証事業本部

JIS Z 2305に基づく非破壊試験技術者は、自己の有する技術をもって各種構造物などの健全性を保証することにより、社会に貢献するという崇高な任務を担っています。その資格試験の受験申請で提出される「訓練実施記録」において、不適正な記録が発行され、使用されたことが発覚しました。

当協会では、弁護士と相談のもと、認証事業本部倫理苦情処理委員会を中心に事実関係の調査を進め、過日、その結果に基づいた処置を訓練実施記録発行者、受験者及び雇用責任者に通知しました。

「訓練実施記録」は、訓練先が事実に基づいた実施記録（文書）を発行し、受験者及び雇用責任者が事実と相異なることを確認した上で受験申請書と併せて提出するものです。よって、「訓練実施記録」を発行した団体は無論のこと、それを使用したものにも内容が相違ないことを証明する責任があります。不適正な「訓練実施記録」の発行という行為は、非破壊試験技術者全体、最終的には社会全体への挑戦と言わざるを得ません。また、今回の調査の結果、認証事業従事者として活動していた者が本件に深く関与していたことが明らかになったことは、まことに遺憾な事実です。

不適正な「訓練実施記録」の発行及び使用に関与した者の猛省を促すとともに、本件についての事実関係と処置内容を次に公表します。

<不適正な訓練実施記録発行及び使用>

1. 事実関係

- ①団体Aより、不適正な「訓練実施記録」を団体Aの名称で元職員B氏が発行しているが、元職員B氏と団体Aとは一切関係がない旨の文書が届いた。「訓練実施記録」を発行したB氏、それを使用した企業Cの責任者D氏と受験者E氏に意見を聴取し、事実確認を行った。
B氏が、「訓練を受けた者の氏名」欄に氏名を記入しない「訓練実施記録」を発行し、訓練を受けていないE氏に使用するように指示したことが確認された。また、D氏も事実とは異なる「訓練実施記録」であることを認識していたが、そのまま2008年秋期、2009年春期の2期に渡り受験申請に用いたことを確認した。
- ②また、B氏が2008年11月から2009年1月に行った訓練において、事実とは異なる「訓練実施記録」（訓練先、実施場所等が異なる）の発行を6名の受講者に行い、それが2009年春期試験に使用されたことを確認した。

2. 処置内容

確認できた事実について、次の処置を決定した。

- B氏：認証事業本部内のすべての委員会への就任資格を2年間停止／資格試験申請資格を2年間停止／すべての非破壊試験技術者資格を2年間停止／証明者としての資格を2年間停止
- D氏：すべての非破壊試験技術者資格を6ヵ月停止／証明者としての資格を3ヵ月停止
- E氏：試験結果の無効措置が妥当ではあるが、一次試験不合格となっているため、一次試験不合格による再試験受験申請を無効とし厳重注意。
- 6名の受講者：試験結果の無効措置が妥当ではあるが、6名とも不合格となっているため、一次試験不合格者は、再試験受験申請を無効とし厳重注意。また、二次試験不合格者は、新たな訓練を受けて訓練実施記録を提出することを要請し厳重注意。
- 6名の受講者の雇用責任者：不適正な訓練実施記録を使用した受験申請書の証明を行ったことに対し厳重注意。

(以上)